

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外

目

次

規 則

○富山県行政組織規則の一部を改正する規則	1
○富山県事務委任規則の一部を改正する規則	14

規 則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第11号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第12条の 3」を「一第12条の 4」に、

「第 1 款の 3 地方創生局（第12条の 4 ・第12条の 5）
第 1 款の 4 交通政策局（第12条の 6 ・第12条の 7）」を

「第 1 款の 3 地方創生局（第12条の 5 ー第12条の 7）
第 1 款の 4 観光推進局（第12条の 8 ・第12条の 9） に、「第 1 款の 5」を
第 1 款の 5 交通政策局（第12条の10 ・第12条の11）」

「第 1 款の 6」に、「連絡課等」を「連絡室課」に改める。

第 3 条第 1 号中「置かれた」の次に「室及び」を加える。

第 5 条中 「地方創生局 「地方創生局
を 観光推進局 に改める。
交通政策局」 交通政策局」

第 6 条第 1 項の表危機管理局の項の前に次のように加える。

知事政策局	総 合 政 策 課	管理係 広域連携・知事会・重要要望係
	広 報 課	県民の声係 企画・報道係 広報・イメージアップ係

第6条第1項の表危機管理局の項を次のように改める。

危機管理局	危 機 管 理 課	
	防 災 課	復興・災害対策係 防災係
	消 防 課	消防係 予防係 ガス火薬保安係

第6条第1項の表経営管理部の項中

経営管理部	人 事 課	人事係 給与係 厚生係
	秘 書 課	秘書第一係 秘書第二係 賞勲係

を

経営管理部	秘 書 課	秘書第一係 秘書第二係 賞勲係
-------	-------	-----------------

に、「総務課」を「法務文書課」に、

	財 政 課	予算第一係 予算第二係 調査係 資金係
	管 財 課	管理係 庁舎通信係

を

	財 政 課	予算第一係 予算第二係 調査係 資金係
--	-------	---------------------

に改め、同表生活環境文化部の項中

化部	スポーツ振興課	スポーツ活性化係 地域スポーツ係 競技スポーツ係 富山マラソン推進係
	国 際 課	多文化共生係 国際交流係

を

化部	スポーツ振興課	スポーツ活性化係 地域スポーツ係 競技スポーツ係 富山マラソン推進係
----	---------	---------------------------------------

に改め、同表中商工労働部の項を削り、同条第2項中「成長戦略室、広報・ブランディング推進室、デジタル化推進室及び働き方改革・女性活躍推進室」を「政策推進室及び企画室」に、「及び観光振興室」を「、デジタル化推進室及び多文化共生推進室を、観光推進局に観光振興室及び観光資源活用室」に、「行政経営室」を「人事企画室及び財産管理室」に、「地域産業振興室」を「成長産業推進室、地域産業振興室及び多様な人材活躍推進室」に改め、同条第3項表以外の部分中「課」

を「室課」に改め、同項の表中「

課

」を

「

室課

」に、「国際課」を「多文化共生推進室」に改める。

第8条の見出しを「（連絡室課）」に改め、同条の表以外の部分中「課は」を「室課は」に、「連絡課」を「連絡室課」に改め、同条の表中

部 局 名	連 絡 課 名
危 機 管 理 局	防災・危機管理課

を

部 局 名	連 絡 室 課 名
知 事 政 策 局	総 合 政 策 課
危 機 管 理 局	危 機 管 理 課
地 方 創 生 局	ワンチームとやま推進室
観 光 推 進 局	観 光 振 興 室
交 通 政 策 局	地域交通・新幹線政策室

に、「人事課」を「人事企画室」に、「商工企画課」を「成長産業推進室」に改める。

第9条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「成長戦略室」を「総合政策課」に改め、同条第1号中「重要政策の企画立案」を「重要要望事項」に改め、同条第2号中「県の政策の総合調整及び評価」を「知事会及び地方行政連絡会議」に改め、同条第3号中「総合計画」を「日本海沿岸地帯、中部圏及び北陸地方の開発振興」に改め、同条第4号中「成長戦略」を「北方領土返還要求運動」に改め、同条中第6号から第11号までを削り、第12号を第6号とする。

第10条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「広報・ブランディング推進室」を「広報課」に改め、同条第8号を削る。

第11条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「デジタル化推進室」を「政策推進室」に改め、同条第1号中「デジタル化施策の総合的な企画及び連絡調整」を「県のブランディングの推進」に改め、同条第2号中「地域情報化の促進」を「カーボンニュートラルの推進」に改め、同条第3号中「人事給与システムの維持管理」

を「男女共同参画の推進に係る施策の企画及び調整」に改め、同条第4号中「電子県庁の推進」を「県民共生センター」に改め、同条中第5号から第9号までを削る。

第12条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「働き方改革・女性活躍推進室」を「企画室」に改め、同条第1号中「少子化対策」を「重要政策の企画立案」に改め、同条第2号中「男女共同参画の推進（女性の活躍の推進に関するものを含む。）に係る施策の企画及び調整」を「県の政策の総合調整及び評価」に改め、同条第3号中「働き方改革」を「成長戦略」に改め、同条第4号中「仕事と家庭の両立支援」を「持続可能な開発目標（SDGs）」に改め、「（他の所掌に係るものを除く。）」を削り、同条第5号中「県民共生センター」を「少子化対策」に改め、同条に次の4号を加える。

- (6) 地方版総合戦略に関すること。
- (7) 総合計画に関すること。
- (8) 議会に対する主要施策の報告に関すること。
- (9) ウェルビーイングの推進に関すること。

第12条の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「防災・危機管理課」を「危機管理課」に改め、同条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第9号までを3号ずつ繰り上げる。

第13条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「人事課」を「人事企画室」に改め、同条に次の2号を加える。

- (14) 行政改革に関すること。
- (15) 職員の人材確保・育成に関すること。

第14条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「総務課」を「法務文書課」に改める。

第14条の2を削る。

第18条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「管財課」を「財産管理室」に改め、同条に次の2号を加える。

- (8) 県有施設の総合的な維持及び管理に関すること。
- (9) 民間活力の導入、規制緩和及び特区制度の推進に関すること。

第2章第2節第1款の5を同節第1款の6とする。

第 2 章第 2 節第 1 款の 4 中第12条の 7 を第12条の11とし、第12条の 6 を第12条の 10とし、同款を同節第 1 款の 5 とし、第 1 款の 3 の次に次の 1 款を加える。

第 1 款の 4 観光推進局

(観光振興室)

第12条の 8 観光振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 観光資源の磨き上げに関すること。
- (3) 観光情報の発信に関すること。
- (4) 立山黒部の観光戦略に関すること。
- (5) 旅行業に関すること。
- (6) 通訳案内業に関すること。
- (7) 富山湾の活用及び保全の推進に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (8) 日本橋とやま館に関すること。
- (9) 富山・石川・福井情報発信拠点「HOKURIKU+」（ホクリクプラス）に関すること。

(観光資源活用室)

第12条の 9 観光資源活用室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) コンベンションの誘致に関すること。
- (2) 賑わい創出に関すること。
- (3) 映画等の誘致に関すること。
- (4) 世界文化遺産登録の推進に関すること。

第 2 章第 2 節第 1 款の 3 中第12条の 5 を削り、第12条の 4 第 2 号中「地方創生」を「県立高校の跡地活用」に改め、同条を第12条の 5 とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(デジタル化推進室)

第12条の 6 デジタル化推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) デジタル化施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 地域情報化の促進に関すること。
- (3) 人事給与システムの維持管理に関すること。

- (4) 電子県庁の推進に関すること。
- (5) 行政情報ネットワークに関すること。
- (6) 情報システムの全体最適化に関すること。
- (7) 情報システムの調達の審査に関すること。
- (8) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (9) 社会保障・税番号制度に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

（多文化共生推進室）

第12条の7 多文化共生推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流及び国際協力の促進に関すること。
- (2) 国際施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 外国の省、州等との友好提携の推進に関すること。
- (4) 外国人材活躍及び多文化共生の推進に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (5) 日本海学の推進に関すること。
- (6) 旅券の発給その他外事に関すること。

2 旅券センターは、前項第6号に掲げる事務のうち旅券の発給に関する事務を分掌する。

3 高岡支所は、旅券センターの所掌事務のうち旅券発給申請の受理及び旅券の交付に関する事務を分掌する。

第2章第2節第1款の2中第12条の3を第12条の4とし、第12条の2の次に次の1条を加える。

（防災課）

第12条の3 防災課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水防活動に関すること。
- (2) 気象情報に関すること。
- (3) 防災に関する事務の総合連絡調整に関すること。
- (4) 災害救助に関すること。
- (5) 令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第32条第10号中「災害救助」を「被災者生活再建支援法及び保健医療福祉調整本部」に改める。

第43条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「商工企画課」を「成長産業推進室」に改め、同条中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第21号とし、第11号の次に次の 9 号を加える。

- (12) 企業の立地及び投資の促進に関すること（サテライトオフィスの誘致を含む。）。
- (13) 企業誘致推進本部に関すること。
- (14) 国際経済交流に関すること。
- (15) 工場立地の適正化に関すること。
- (16) 工業用水に関すること。
- (17) 採石に関すること。
- (18) 物流の推進に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (19) エネルギーに係る施策の企画及び調整に関すること。
- (20) 再生可能エネルギーの導入に関すること。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第48条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「労働政策課」を「多様な人材活躍推進室」に改め、同条中第21号を第24号とし、第20号の次に次の 3 号を加える。

- (21) 働き方改革に関すること。
- (22) 女性の活躍の推進に関すること。
- (23) 仕事と家庭の両立支援に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

第77条の 2 中「第10条から第77条」を「第 9 条から前条」に改める。

第 2 章第 2 節第 8 款の款名を次のように改める。

第 8 款 連絡室課

第78条の見出しを「（連絡室課の分掌事務）」に改め、同条第 1 項中「連絡課」を「連絡室課」に、「当該課」を「当該室課」に改め、同条第 2 項から第 4 項まで

を削る。

第79条の表富山県男女共同参画審議会の項を削り、同表富山県総合計画審議会の項の前に次のように加える。

富山県男女共同参画 審議会	次に掲げる事項について調査審議する事務及び知 事に意見を述べる事務 (1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及び 富山県男女共同参画推進条例（平成13年富山県 条例第4号）の規定によりその権限に属する事 項 (2) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項	政策推進 室
------------------	--	-----------

第79条の表富山県総合計画審議会の項中「成長戦略室」を「企画室」に改め、同表富山県子育て支援・少子化対策県民会議の項中「働き方改革・女性活躍推進室」を「企画室」に改め、同表富山県防災会議の項、富山県国民保護協議会の項及び富山県石油コンビナート等防災本部の項中「防災・危機管理課」を「危機管理課」に改め、同表富山県本人確認情報保護審議会の項中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改め、同表富山県特別職報酬等審議会の項中「人事課」を「人事企画室」に改め、同表富山県公益認定等審議会の項、富山県情報公開審査会の項、富山県個人情報保護審議会の項及び富山県行政不服審査会の項中「総務課」を「法務文書課」に改め、同表富山県私立学校審議会の項中「第9条」を「第8条」に改め、同表富山県国民健康保険審査会の項中「被保険者証の交付の請求に関する」を「同法第9条第2項及び第4項の規定による求めに対する」に改め、同表富山県後期高齢者医療審査会の項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「同法第54条第3項及び第5項の規定による求めに対する」に改め、同表富山県科学技術会議の項及び富山県高岡地区産業展示施設PFI事業者選考審査会の項中「商工企画課」を「成長産業推進室」に改め、同表富山県職業能力開発審議会の項中「労働政策課」を「多様な人材活躍推進室」に改める。

第80条に次の1項を加える。

2 首都圏本部は、経営管理部に設置する。

第133条の表以外の部分中「課」の次に「及びセンター」を加え、同条の表中

名称	課
富山県富山児童相談所	保護課 相談支援第一課 相談支援第二課 心理相談課 地域支援・人材育成課

を

名称	課及びセンター
富山県富山児童相談所	保護課 相談支援第一課 相談支援第二課 心理相談課 地域支援・人材育成課 こども相談センター

に改める。

第 134条に次の 1 項を加える。

6 こども相談センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童及び保護者の相談、調査及び指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 心理学的見地からの児童及び保護者の相談、調査及び指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 医学的、心理学的及び精神保健上の判定に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (5) 児童及び保護者等の心理治療及びカウンセリングに関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

(6) 市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供及び市町村職員等の支援に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

(7) 児童相談に係る地域活動の支援、援助及び育成に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

第 182条の表中「調剤指導班」を「調剤・病棟指導班 がん化学療法班」に改める。

第 326条第 1 項の表中

「地 方 創 生 局 長	地方創生局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」
--------------	----------------------------

を

「地 方 創 生 局 長	地方創生局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
観 光 推 進 局 長	観光推進局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」

に、同表成長戦略室長の項中「成長戦略室長」を「政策推進室長」に、「成長戦略室の」を「政策推進室の」に改め、同表広報・ブランディング推進室長の項中「広報・ブランディング推進室長」を「企画室長」に、「広報・ブランディング推進室の」を「企画室の」に改め、同表デジタル化推進室長の項及び働き方改革・女性活躍推進室長の項を削り、同表中

「ワンチームとやま 推進室長	ワンチームとやま推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」
-------------------	----------------------------------

を

「ワンチームとやま 推進室長	ワンチームとやま推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
デジタル化推進室 長	デジタル化推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
多文化共生推進室 長	多文化共生推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」

に、

「観 光 振 興 室 長	観光振興室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」
--------------	----------------------------

を

「観光振興室長	観光振興室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
観光資源活用室長	観光資源活用室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」

に、

「行政経営室長	行政経営室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」
---------	----------------------------

を

「人事企画室長	人事企画室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
財産管理室長	財産管理室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」

に、

「健康対策室長	健康対策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地域産業振興室長	地域産業振興室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」

を

「健康対策室長	健康対策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
成長産業推進室長	成長産業推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地域産業振興室長	地域産業振興室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
多様な人材活躍推進室長	多様な人材活躍推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
広域連携推進監	広域連携の推進に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。」

に、

「地域交通政策監	地域交通政策に関する事務を担当する。」
----------	---------------------

を

「地域交通政策監	地域交通政策に関する事務を担当する。
人材確保・育成推進監	人材確保及び育成に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。」

に改め、同表公民連携推進監の項及び企業誘致専門監の項を削り、同表課長の項中「指揮監督する（）」の次に「室内の課長にあつては室内の特定事項を掌理するとと

もに室長が指定する職員を指揮監督し、」を加え、「、特定事項を掌理し、部局長」を「特定事項を掌理するとともに室長又は課長」に改める。

第327条第1項の表所長（支所に置かれる所長を除く。）、本部長、館長、校長、園長、院長、局長、室長（支所に置かれる室長を除く。）及びセンター長（以下「出先機関の長等」という。）の項の前に次のように加える。

公民連携・企業誘致推進監	公民連携及び企業誘致の推進に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
--------------	---

第327条第1項の表次長、副所長、本部長代理、副本部長、副館長、副校長、副園長、副院长、教頭、所長代理（支所に置かれる所長代理を除く。）、園長代理及び室長代理の項中「除く。）」の次に「、館長代行」を加え、同表中

「部	長	部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」
----	---	------------------------

を

「部	長	部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
部	長	補佐	部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。」

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第79条の改正規定（同条の表富山県本人確認情報保護審議会の項、富山県国民健康保険審査会の項及び富山県後期高齢者医療審査会の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる室又は課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の職員となるものとする。

この規則の施行前の室又は課の名称	この規則の施行後の室又は課の名称
知事政策局デジタル化推進室	地方創生局デジタル化推進室

経営管理部人事課	経営管理部人事企画室
経営管理部総務課	経営管理部法務文書課
経営管理部管財課	経営管理部財産管理室
生活環境文化部国際課	地方創生局多文化共生推進室
商工労働部商工企画課	商工労働部成長産業推進室
商工労働部立地通商課	商工労働部成長産業推進室
商工労働部労働政策課	商工労働部多様な人材活躍推進室

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、係長、主任、車庫長、副車庫長又は技能主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、係長、主任、車庫長、副車庫長又は技能主任の職を命ぜられたものとする。

（富山県防災行政無線運用規則の一部改正）

- 4 富山県防災行政無線運用規則（平成 4 年富山県規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号及び第 7 号中「管財課長」を「財産管理室長」に改める。

（富山県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正）

- 5 富山県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成 11 年富山県規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「経営管理部行政経営室」を「経営管理部人事企画室」に改める。

（富山県職員委員会規則の一部改正）

- 6 富山県職員委員会規則（昭和 31 年富山県規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「経営管理部人事課」を「経営管理部人事企画室」に改める。

（富山県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正）

- 7 富山県男女共同参画推進条例施行規則（平成 13 年富山県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「知事政策局働き方改革・女性活躍推進室」を「知事政策局政策推進室」に改める。

(富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

- 8 富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則（昭和42年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第80条」を「第80条第1項」に改める。

(富山県通訳案内士法施行規則の一部改正)

- 9 富山県通訳案内士法施行規則（昭和53年富山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方創生局観光振興室」を「観光推進局観光振興室」に改める。

(人 事 課)

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第12号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

- 第1条 富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ソ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同号ハ中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改め、同号マ中「第81条の3」を「第81条の4」に改める。

第4条第1号中へをマとし、テからフまでをナからホまでとし、同号ツの次に次のように加える。

テ 児童福祉法第31条の2第1項の規定により引き続き障害児入所施設に在所させる措置を採ること。

ト 児童福祉法第31条の2第2項の規定により引き続き施設に在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ること。

第 2 条 富山県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号ニ中「第 33 条第 9 項」を「第 33 条第 18 項」に改め、同号ヌ中「第 33 条第 11 項」を「第 33 条第 20 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

(人 事 課)

